

2017年 4月27日

教職員のみなさん

大学側は3月9日の教養教育問題での団体交渉の合意事項を

反故にしようとしています

これでは杉谷の教養教育担当教員に対する「だまし討ち」です

組合は下記の申し入れを行いました。

富山大学教職員組合

2017年 4月25日

国立大学法人富山大学
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合
中央執行委員長 広瀬 信

3.9 団体交渉確認書についての申し入れ

3月9日に、遠藤学長から委任を受けた神川理事との間で、教養教育問題についての団体交渉を行い、一定の合意に達しました。合意事項について、学長と組合委員長との間の確認書を作成することになり、組合から、3月10日に、確認書(案)を送付しました。1ヶ月近くたった4月6日に、学長側から確認書(案)の修正案が提出されましたが、「3.(2) 諸経費」の項目を除き、この修正案は、3月9日の合意を反故にするもので、組合としては受け入れることはできません。杉谷の学科目所属教員は、3月9日の団体交渉の合意を聞いて、安心して、3月17日までに、教養教育院への移籍についての意向調査書を提出しているのですから、提出後の4月6日になってその合意内容を反故にするというのは「だまし討ち」と言わざるを得ません。

3月9日の団体交渉は、双方が録音しています。下記に、「3.(4) 教養教育科目の担当コマ数」と「3.(5) 教養教育に関する業務割合」の合意事項に関わる録音内容を示しますので、そこに示された合意の事実を認め、組合の提案した確認書(案)を受け入れるよう要求します。

3月9日の団体交渉関連部分録音（下線は組合による）

11分6秒あたりから

廣瀬：それで、今日はですね、杉谷の先生方の関心時として、ひとつは、教養教育の業務割合の問題、それからもう一つは、今出ました研究教育費の問題ですね、それから最後に色々な特別なケースで個別の配慮が必要とする先生方がおられるので、その辺りの問題を、まあ、取り上げたいと思います。まあ、それ以外にちょっと、五福の教養教育院の先生方の問題も取り上げますが、まず最初に、教養教育の業務割合の問題なんですけど、前回の交渉でも確認をしたんですが、教養教育院の専任教員も自由な裁量に基づいて研究に従事する時間が全業務の5割を超えることを保障する、それで裁量労働制を適用するんだということは確認してよろしいんですね。

神川：（頷く）

廣瀬：それで、あわせて、前回の交渉の中で、全業務の、まあ、エフォート60%以上にするという問題にかかわっては、これは、「教養教育一元化に伴う組織化の方針で、教養教育院に所属していただく方には、学部と兼担していただく場合でも、教養教育のウェイトを6割以上にさせていただきたい」という趣旨だというふうに言われて、文字通り、あらゆる全業務の60%以上ではないんだと言われましたが、それも、確認してよろしいですかね？

神川：（頷く）

廣瀬：そうすると、今回の異動の条件の（5）の中で、ちょっと意味不明な感じもするんですけど、教養教育に関する業務割合を「全業務量の40～60%を主たる業務に当てることとする。」とありますけれど、これについても、教養教育に加えて、例えば、学部とか、大学院なども担当する場合は、教養教育のウェイトがそういうのも含めて、学部・大学院含めて、教養教育が40～60%であるという理解でよいですね。

神川：はい。

廣瀬：そうすると、ここでいう「全業務量」のなかには、「自由な裁量に基づいて研究する時間」は含まれていないということでしょうか。

神川：研究は、はい、別で。

廣瀬：ちょっと、そのへんが、あの表現を見ただけでは、十分、正確に理解できなかったものですから、そのことをお認め頂くと、かなり杉谷の先生方の抱いておられる不安は解消する面があるのではないかと思うんですけど、で、それとも関連してですね、もう一つ業務の問題については、（4）のところで、教養教育科目の担当コマ数を年間7～9コマにするというですね、そういう規定があるんですけども、年間9コマだと、人によっては、前期後期、多少アンバランスに担当されるケースもあるかと思いますが、まあ、ある程度ならして考えると、まあ、半期で5コマ担当するという、そんなイメージになりますよね。で、そうすると、まあ、普通、授業するにあたっては、我々教員も多少の授業準備とか、採点等の処理とか、時間も必要ですので、学生の場合は授業時間の2倍の予習復習が必要なことになっているんですけど、まあ、少なくとも、授業時間と同等くらいの業務は付随したものがたぶん、出てくるんだと思うんですね。そうするとイメージとしては、一コマ2時間換算で仮に計算すると、授業時間が2時間で付随業務が2時間とすると、一コマで4時間分く

らいで、まあ、週5コマだと、 $4 \times 5 = 20$ 時間ぐらいの業務量になるというか、イメージなんですけど、そうすると、それだけでも一応50%のラインに近づくことになるイメージになりますので、まあ全体としてはですね、その学部や大学院の授業を担当する場合は、えー、まあ、週5コマ程度、あるいは年間で10コマ程度を上限にする範囲で、それに対して、教養教育の割合が、まあ先ほど言った割合で60%くらいを、まあ、目安にするというか、そういう風な理解でよろしいですか？

神川：そうですね。あの、本当に前回は申し上げたように、一つの平均値を目安にしているということなので、7コマであれば、4コマ、3コマでも良いわけですし、あの、中には、同じ科目、語学を同じクラスを変えて担当されるということもあつたりすると思うので、まあ、一つの目安ですよ、という事なので、今のようなことでも大丈夫です。

廣瀬：その、(4)のところの教養教育科目の担当コマ数が年間7~9コマというのが、ガチッと決まった基準になると、まあ、これに追加して、学部や大学院のものも担当すると、要するに10コマを超えてしまうみたいな、そういう不安を持っておられるので、その場合は少し、調整するというか……。

神川：あの、たぶん、そのご自身でも調整をして頂ければ良いのではと思っておりますけど、一応、前も申し上げましたけど、教養を2~3コマだけで、学部で7コマも8コマも持たれるというのは、アンバランスですよ、という、それくらいの意味合いです。

名執：安心しました。特に、この点が気にかかっている先生達が多いです。ですので、この教養に軸足を置くことについては、私たち、もちろんがんばります。ですから、それは比率的に、まあ7割、6割は教養の科目を担当して頂くことで理解して頂ければ、兼担しやすと思います。あの、今回、1年生を五福に一元化と言うことで、教養の科目を減らしました。2年生の教養の英語を薬学英语に変えるとかしました。ですから、そういう科目が担当できなくなる可能性があるのではないかという恐れが、教養だけで、1年生だけで7コマから9コマ担当となると。ですので、そんなにふうに言って頂けると……。

神川：実際は、カリキュラムがもう決まってきたわけですので、それを割り振っていったときに、あの、まあ、できれば非常勤と言うことにならないように、多少は必要ですけど、今までよりは減らしてく方向で、担当して頂ければ科目数もある程度減っているわけですから、学部の授業と学生指導も担当できるようになるのではないかというふうにシミュレーションしているわけです。

名執：まあ、それでしたら、兼担の場合は、60%、40%くらいになることも可能だと言うことで？

神川：もう、個人差も出てくると思うんです。前回は説明会にうかがいましたら、そんなにきっちり平均的に、みんなと同じようにという事は、まあ、難しいだろうなあということも実感いたしましたので、まあ、私、よく言います、軸足と言うことでウェイトを考えていただければと思います。

名執：ありがとうございます。

廣瀬：はい、今のお答えを頂いて、まあかなり、杉谷の先生方の不安に思っておられる問題が解消したのでは無いかと思いますが……。

神川：スタンスとしては、当初から変わらないつもりだったんですけど、説明の仕方が申し訳なかったのかも知れません。はい。

このような合意の後、1時間10分過ぎから、上記の合意事項について、再度、解釈をめぐるやりとりがあり、その後半で、再度上記の合意事項について、神川理事との間で確認を行い、その合意事項を、学長と組合委員長の合意書として作成することになり、原案を組合側で作成し、提案することになりました。

<参考>

組合の提案した団体交渉確認書（案）

2017年3月9日の教養教育問題での団体交渉において、「教養教育院専任教員への異動方針（平成29年2月28日役員会承認）」の文言の解釈について、下記の通り確認した。

1. 「3.（5）教養教育に関する業務割合」の「全業務量の40～60%を主たる業務に当てることとする。」の「全業務量」とは、自由な裁量に基づき研究に従事する時間を除いた、教養教育、学部、大学院などの業務量を意味し、3.（1）に規定する「主たる業務」にその40～60%を当てるという意味である。教養教育院の専任教員にも、自由な裁量に基づき研究に従事する時間が所定労働時間の50%以上保障され、裁量労働制が適用される。
2. 「3.（4）教養教育科目の担当コマ数」の「年間7～9コマ」は、あくまで目安であり、学部、大学院などの授業も担当する場合は、すべての授業を合わせて、年10コマ程度を上限とし、その60%程度は教養教育科目を担当するという柔軟な扱いができる。
3. 「3.（2）諸経費」の「学生当経費」の用途として挙げられている「教養教育の授業科目に係る経費」には、現在、杉谷で配分されている「実習経費」のようなものも含まれる。

大学側の団体交渉確認書（修正案）

2017年3月9日の教養教育に係る団体交渉において、「教養教育院専任教員への異動方針（平成29年2月28日役員会承認）」の文言の解釈について、下記のとおり確認した。

1. 「3.（2）諸経費」の「学生当経費」の用途として挙げられている「教養教育の授業科目に係る経費」には、実験・実習等に係る経費も含まれる。
2. 「3.（4）教養教育科目の担当コマ数」の「年間7～9コマ」は、あくまで目安であり、学部又は教育部・研究科の長の依頼により、教養教育院長の了承を得て「主たる業務」の中で学部、大学院の授業も担当することができる。
3. 「3.（5）教養教育に関する業務割合」の「全業務量の40～60%を主たる業務に当てることとする。」の「全業務量」とは、教育・研究・社会貢献に係る全ての業務を意味し、その40～60%に3.（1）に規定する「主たる業務」を当てるという意味である。
